

法務省矯医第71号

平成28年4月18日

厚生労働省医政局長 神田裕二 殿

法務省矯正局長 小川新二

矯正医官特例法の施行について

日頃より、法務行政について、深い御理解と御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

法務省では、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所）において勤務する常勤医師の確保に苦慮しているところ、このような状況に対処するため、「矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律」（以下「矯正医官特例法」という。）を整備し、昨年12月1日から施行しております。

矯正医官特例法により、矯正医官は、矯正施設内での勤務と大学院等での調査研究を両立しやすい「フレックスタイム制」が適用されることとなったほか、平日昼間の兼業が可能となり、地域医療機関との兼務もしやすくなりました。

矯正施設は、全国各地に所在しているところ、その中には医師の少ない地域もありますが、矯正医官特例法を活用することで、地域医療機関と矯正施設が協力して医師を招へいし、双方で勤務いただくことも可能となりますので、これが矯正医官の確保につながることを期待しております。

貴局におかれましては、別添内容について都道府県医療関係部（局）への周知に御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 別添

### 矯正医官特例法施行後の矯正医官の勤務形態

#### 1 兼業

これまで、国家公務員としての服務上、大きく制約を受けていた「診療を行う兼業」について、臨床技術の向上に資するものと位置付け、これを大幅に緩和したことから、民間医療機関等において平日昼間の兼業を行うことが可能となりました。

例えば、週の過半（2.5日）、矯正施設で勤務し、これ以外の日に地域医療機関で非常勤として勤務することなどが可能となります（ただし、公務に従事しなかった分の給与は減額されます。）。

#### 2 調査研究

大学や外部医療機関等において無報酬で調査研究や医療技術の研さんを行うことについては、矯正医療の向上に資するものですので、「公務」として、国から給与を得ながらこれら調査研究等に従事することができます。

例えば、医師資格を有する大学院生が、1週間当たり20時間程度、矯正施設内での診療行為等に従事していただければ、他の勤務時間の全てについて、国からの給与を得ながら大学院での医療に関する調査研究・論文作成等に充てていただくことが可能です。

#### 3 フレックスタイム制

医師の希望によりフレックスタイム勤務を選択できることとなりました。フレックスタイム制適用者については、4週間ごとに155時間の勤務時間を柔軟に割り振ることができます。

例えば、勤務都合により、月曜日には10時間勤務し、火曜日には2時間だけ勤務し、残余を余暇時間にするといった柔軟な勤務時間の選択が可能となりました。

フレックスタイム制と上記1及び2を活用することにより、矯正医官として様々な勤務形態を選択することができます。

#### 4 子育てや介護との両立

矯正施設における医師の正規の勤務時間は、平日昼間のみであり、原則として残業がないほか、ごく一部の施設を除き、当直勤務もありません。加えて、テレワーク（自宅勤務）の試行も始めているところです。

子の養育や家族の介護と仕事を両立させるには最適の職場と考えられ

ます。

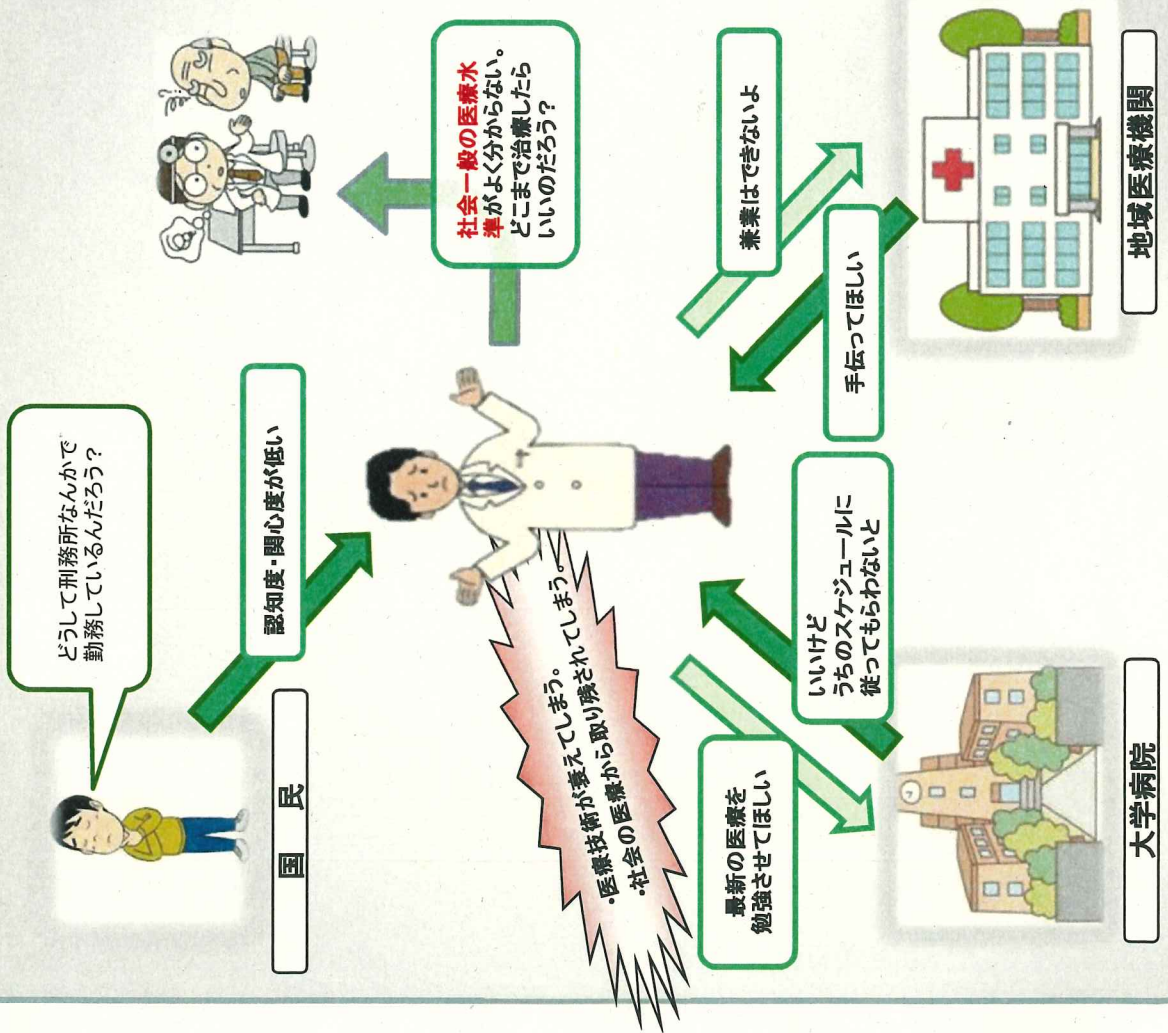
#### 5 勤務条件の改善等

国家公務員の医師の給与は、民間と比べて格差が認められるところですが、矯正医官特例法により、国は矯正医官の勤務条件の改善その他の矯正医官の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとして、国の責務規定が設けられました。

今後、法務省としては、本規定に基づき、矯正医官の待遇改善に向けて全力で取り組んでまいります。

# 矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律によってできること

## 現 行



## 法律施行後

